

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 30

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

## 特殊詐欺に遭わないために

全国的に振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が、過去最悪だった昨年を上回るペースです。振り込め詐欺の中でも最も多くを占めているのがオレオレ詐欺で、最近では、従来のように金融機関を通じて「振り込ませる」ものに加え、犯人が現金やキャッシュカードを直接自宅に取りに来る、又は、レターパック、ゆうパック、宅配便を利用し現金を送金させる手口が増えています。

### ○ レターパック、ゆうパックでの現金送付は違反行為です。

レターパックやゆうパックで現金を送付する行為は郵便法違反になり、このような方法で現金を送金するように指示された場合は、詐欺だと考えてください。

### ○ 宅配便等での送金も禁止行為です。

宅配便等で現金を送ることは、宅配各社の定款により禁止とされているので、レターパック、ゆうパックと同様に宅配便で現金を送金するように指示された場合は、詐欺だと考えてください。

### ○ 振り込む前に相談を

振り込むよう電話がかかってきたら、一人で決めず、すぐにお金を振り込まない、又送らないこと。

**電話が来たら、すぐに稚内警察署 電話24-0110へ相談下さい。**

### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

**【実施日】 11月9日 ・ 12月14日 ・ 1月18日**

**稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話(直通) 23-6497**

# 相談事例(稚内市消費者センター)

## プロバイダ変更トラブル

### 【 相談内容 】

1週間前、現在契約している大手電話会社と関連があると名乗る事業者から、プロバイダ契約の電話勧誘を受けた。現在契約しているところと関連があり、料金も安くなるならばと思い承諾し、遠隔操作で設定された。2～3日おいてから、今までの事業者に解約を申し出るように言われていたため、連絡をすると、今まで映像配信サービスとのセット契約だったため、このサービスが受けられなくなる、また受けるためには再契約をする必要があると言われた。勧誘の時そのような説明は受けていない。料金も調べてみたが、さほど安くなるものではなく、映像配信サービスの面倒な手続きが必要になるため、元の契約に戻したい。

### 【 対処・結果 】

電気通信サービスは電気通信事業法によって規制されているため、電話勧誘であっても特商法によるクーリングオフは適用されない事を伝えた。契約書面の有無を確認すると、2～3日前に送られてきていたが、目を通していないとのことだった。契約内容を見てもらうと、最低利用期間36ヶ月であり、12ヶ月以内の解約違約金は22,500円となっていたが、相談者は勧誘時、そのような説明は受けていないとのこと。既に遠隔操作がされ契約に至っているが、勧誘時の問題点など、納得出来ないことを伝えて交渉してみてはどうかと助言。後日、解約違約金なしで、契約の取り消しが出来たと、相談者より報告をうけた。

### ワンポイントアドバイス

- ・契約書面を求め、十分に理解し契約しましょう。
- ・理解しないまま電話口で承諾しないようにしましょう。
- ・プロバイダ契約は電話勧誘であってもクーリングオフの適用はありません。
- ・契約書をかかさなくても、口頭で契約が成立するので注意して下さい。
- ・新たな契約の必要がなければ、きっぱりと断りましょう。

困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

